

令和5年度高齢者インフルエンザ予防接種依頼書の発行について

中野区に住民登録のある方が、東京都23区以外の市町村で予防接種を希望する場合は、接種医療機関の所在地を管轄する市町村または医療機関あての「高齢者インフルエンザ予防接種依頼書」（以下「予防接種依頼書」という。）が必要となります。この予防接種依頼書は、予防接種による健康被害の救済に関する措置（予防接種法第15条第1項）を行うために必要な文書です。

この予防接種依頼書を利用せずに、中野区の指定医療機関以外で接種した場合は任意予防接種となり予防接種法に基づく健康被害の救済を受けることができません。また接種費用の助成も受けられませんのでご注意願います。

☆『予防接種依頼書』の発行には、次の手続きが必要です☆

1 『高齢者インフルエンザ予防接種依頼書交付申請書』に必要事項をご記入ください。

原則として、本人かご家族の方が申請してください。ただし、それが困難な場合には介護者、施設、病院関係者等も申請できます。続柄欄に関係をご記入ください。記載内容について確認のご連絡をすることがございますので、申請者欄には申請書を記載した方の情報を正しくご記入ください。

(1) 依頼書交付申請書の提出先

- ※ 中野区保健所予防接種担当または各すこやか福祉センターとなります。
- ※ 郵送にて提出する場合は、中野区保健所予防接種担当までお願いします。

(2) 予防接種依頼書は中野区保健所予防接種担当から発行（郵送）します。

各すこやか福祉センターは受付のみです。後日、中野区保健所予防接種担当から郵送します。

2 接種費用の助成について

滞在先での接種による自己負担額が中野区で規定する金額（5,375円）を上限に費用の一部助成制度があります。詳しくは裏面「中野区高齢者インフルエンザ予防接種費用助成申請について」をご覧ください。

【注意】

定期予防接種依頼書は、被接種者様（又はそのご家族）から交付申請を受け、申請書に記入していただいた内容をもとに担当職員が滞在先自治体、また、接種予定の医療機関宛に依頼をするため作成する書類となります。依頼書のご申請をいただいても、お手元に依頼書が無い状態で予防接種をされると、任意予防接種の扱いとなり予防接種法に基づく健康被害の救済や接種費用の助成が受けられなくなってしまうため、原則お手元に依頼書が届いた状態で医療機関で接種をしていただきますよう、よろしくお願いたします。

令和5年度 中野区高齢者インフルエンザ予防接種費用助成申請について

中野区及び都内22区の高齢者インフルエンザ予防接種医療機関以外の医療機関において中野区が発行する高齢者インフルエンザ予防接種依頼書で接種した場合、その費用について一部助成をします。

1. 助成額

- (1) 自己負担額2,500円の方：2,875円までを助成します。
 - (2) 自己負担額免除の方：5,375円までを助成します。
- ※ 助成額は消費税を含みます。

2. 申請書類

- (1) 中野区高齢者インフルエンザ予防接種費用助成申請書
 - ※ 振込み先が接種対象者の口座でない場合は、委任状が必要になります。
- (2) 医療機関発行の領収書
 - (医療機関住所・名称及び領収印、接種内容が記載されているもの)
 - ※ 明細書がある場合は、明細書も添付してください。
 - 明細書のみ提出は申請を受付できませんのでご注意ください。
- (3) 接種済みの予防接種予診票のコピー
- (4) 印鑑（朱肉を使うもの）

3. 申請方法

費用助成については郵送または窓口でご申請が可能です。
申請窓口は**中野区保健所のみ**となりますので、ご注意ください。
郵送でご申請される場合、下記担当窓口宛に上記申請書類をお送りください。

3. 申請期限

令和6年3月31日まで

4. 助成決定

助成決定通知書を発行後、指定口座へお振り込みいたします。

【担当窓口】

〒164-0001 中野区中野2-17-4

中野区保健所 予防接種担当

電話 3382-6500 / FAX 3382-7765